

# 法教育推進協議会 第50回会議 議事録

第1 日 時 令和5年3月20日（月） 自 午後1時00分  
至 午後2時41分

第2 場 所 法務省共用会議室

第3 議 題 (1) 各種報告  
ア 高等学校における法教育実践状況調査について  
イ 法教育授業の実施件数について  
ウ 日ASEAN特別法務大臣会合における法教育サイドイベントの  
実施について  
エ 地方における教育関係者と法曹との連携について  
(2) 学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会の活動状況について  
(3) コンテンツ作成・見直しを含む法教育推進のための施策について

## 議 事

佐伯座長 それでは、予定の時刻となりましたので、第50回法教育推進協議会を開会させていただきます。

オンラインで御出席の方は、カメラをオンにしてください。

本日は、御多忙中のところお集まりいただき、ありがとうございます。

まず始めに、事務局から本日の発言方法について説明をお願いいたします。

中野参事官 事務局の中野です。本日の発言方法について御説明申し上げます。法務省の会場に御参集の委員の方々におかれましては、御発言をされる際は挙手をお願い申し上げます。オンラインにより御出席されている方々におかれましては、挙手ボタンを押していただくか、画面上で見えるように手を挙げるなど、適宜の方法で御発言の意思表示をしていただきますよう、よろしく御申し上げます。座長からお名前をお呼びいたしますので、呼ばれましたら御発言をお願いします。なお、発言者を明確にするため、御発言の最初にお名前をおっしゃった後に、御発言いただきますようお願いいたします。

佐伯座長 よろしく御願いたします。

続きまして、議事に先立ち、法務省大臣官房司法法制部の竹内部長から委員の皆様へ御挨拶を頂きたいと思っております。よろしく御願いたします。

竹内部長 司法法制部長の竹内でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、本協議会に御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。また、日頃、法教育の推進に御尽力もいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

本協議会は、法律や教育の専門家を始めとする各界の有識者に御参加いただき、大局的な観点から、法教育を推進するための大きな方向性を示していただけてきたところでございまして、本日で第50回目の開催を迎えたところでございます。

近時、成年年齢の引下げに伴いまして、若年者に対する法教育の一層の充実を求める声が増して届くようになりました。こうした声に応えるため、法務省といたしましては、今後も必要な取組を進めてまいりますので、引き続き、委員の皆様の御指導をいただければ幸いです。

本日も、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂きたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

佐伯座長 ありがとうございます。

前回会議後、委員に変更がございました。

石井委員、神村委員の2名が御退任され、新たに、最高検察庁総務部長の加藤俊治委員、最高裁判所事務総局総務局第一課長の長田雅之委員の2名に御就任いただいております。

順に自己紹介をお願いしたいと思いますが、前回会議前に新たに委員に御就任いただき、前回御欠席となっております比嘉委員におかれましても、今回、自己紹介をお願いできればと思います。

名簿順で加藤委員、長田委員、比嘉委員の順番でお願いいたします。

それでは、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 1月10日付けで最高検察庁の総務部長になりました加藤でございます。前任の神村同様、よろしくお願い申し上げます。

佐伯座長 よろしくをお願いいたします。

続きまして、長田委員、お願いいたします。

長田委員 昨年の8月に石井の後任として参りました、最高裁判所総務局第一課長、長田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

佐伯座長 よろしくをお願いいたします。

続きまして、比嘉委員、よろしくお願い申し上げます。

比嘉委員 日本PTA全国協議会の専務理事を務めております比嘉と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

佐伯座長 どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

お手元の議事次第を御覧ください。本日は大きく三つ、事務局等からの各種報告、本年度当協議会の下に設置された「学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会」の活動状況について、来年度の当協議会における「コンテンツ作成・見直しを含む法教育推進のための施策について」を予定しております。

配布資料は、配布資料目録に記載のとおりであり、各議題の説明の際に事務局から併せて説明いたします。お手元の資料に不足等がございましたら、事務局までお声掛けください。

なお、配布資料及び議事につきましては、従前と同様、法務省のホームページにおいて公開させていただく予定としております。

それでは、最初の議題に入ります。一つ目の議題は、事務局等からの各種報告です。

本日は4点報告がございます。

まず、高等学校における法教育の実践状況に関する調査について、事務局から報告をお願いいたします。

二宮部付 部付の二宮でございます。高等学校における法教育の実践状況に関する調査について、御報告いたします。

資料2の「高等学校における法教育実践状況調査の概要」を御覧ください。法務省では、学校現場における法教育の実践状況を把握し、法教育の取組を更に支援するための施策の在り方を検討することを目的として、外部業者に委託し、学校現場を対象として定期的にアンケート調査を実施しております。

従前の実施状況は、平成24年度から平成27年度にかけて小学校、中学校、高等学校を対象とする調査を実施し、その後、令和元年度に小学校、令和3年度に中学校をそれぞれ対象として調査を実施いたしました。

これに引き続き、本年度は、高等学校を対象とする調査を実施しているところでございます。本調査は、普通学科、総合学科、専門学科の別を問わず、全国の高等学校のうち約16%に当たります768校を対象とするサンプル調査の形式で実施しております。なお、対象校の選定に当たっては、偏りが生じないように、設置者別、学科別、都道府県別等の属性分布に応じた割合で、無作為に抽出を行っております。

本調査は、民間事業者に委託して、本年1月下旬頃から2月中旬頃にかけて実施しており、現在、受託事業者において調査結果を集計、分析中でございます。

調査項目は、資料2に記載のとおり、大別しますと、「1 法律専門家や関係機関との連携状況」、「2 法教育教材の使用状況」、「3 教員向けの研修」、「4 法教育を取り巻く状況の変化」、「5 法教育全般」に関するものがそれぞれございます。

「4」を除く項目につきましては、教育課程ごとの比較を実施する観点から、令和元年度の小学校調査や令和3年度の中学校調査とおおむね同様の質問項目としております。

「4」の項目につきましては、高等学校に特有の質問事項として設けたものでございます。すなわち、高校生は成年を間近に迎える年齢であることから、成年年齢及び裁判員年齢の引下げが法教育の充実にどのような変化をもたらしたか、また、「公共」の新設により法教育のどの分野の教材が特に必要かといった質問項目を新設しております。

本調査に係る集計及び分析の結果は、次回の協議会において改めて報告を行うことを予定しております。

報告は以上でございます。

佐伯座長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。分析結果については次回以降ということですので、また御質問、御意見等をお伺いできればと思います。

それでは、次に、法教育事業の実施件数についてです。

当協議会においては各機関・団体の1年間の取組状況を報告してもらい、情報共有を図っているところですが、集計のタイミングが各機関・団体ごとに異なるということで、今回の会議では、荒川委員から、2021年度における日本弁護士連合会の取組状況について御報告をお願いしたいと思います。

では、荒川委員、よろしくをお願いいたします。

荒川委員 日本弁護士連合会市民のための法教育委員会で事務局長を務めさせていただいております、荒川と申します。どうぞよろしくお願い致します。

今回提出させていただいている資料3ですが、各弁護士会における学校への弁護士派遣の実施件数をまとめたものになっております。ただ、今回お送りしている資料3で合計が記されておりませんでしたので、口頭で補充をさせていただければと思います。

参加人員数等については、概数で申告がなされている弁護士会もありますので、今回のデータで単純に合計を算出させていただいた場合の数字ということになりますが、日本全国の実施件数は合計1,873件、参加人数は、計算上17万5,559人、派遣弁護士数は延べ4,049人ということになります。2020年度の活動についても、こちらで御報告させていただいておりますところ、実施件数は1,361件、参加人数は12万7,000人程度、参加弁護士数は3,000人程度となっておりますので、概ね、大体30%から40%ぐらい増加しているということが言えるのではないかと思います。

私なりに内容を確認させていただいたのですが、恐らくコロナ禍での対応に学校側が慣れて、出前授業が実施しやすくなったということもあろうかと思いますが、これと同時に、各弁護士会において、オンラインでの授業ができないかということを探索して、それを実現できた、そのような工夫をした弁護士会が増えた結果ではないかなというふう

に考えています。これまで子どもに関わってきた弁護士は、何とか子どもたちに触れ合いたい、授業したいという思いから、様々な試行錯誤を行ってまいりました。その中で新しい授業の道を切り開いたと、そういう結果ではないかなというふうに思います。また、昨今のIT化に従って、こうしたオンラインでの授業に対する学校側の受入れ体制についても整ってきているというような実感がございまして、これもまた件数の増加に寄与しているのではないかと思います。

とはいっても、学校現場に出向く活動をしている弁護士は、誰もがリアルで学校現場に出向くことの大切さ、楽しさというのを知っておりますので、今後コロナ禍が収まっていくことになれば、再びリアルによる授業というのは増えていくんじゃないかと思います。さらにこれに加えて学校側のリクエストがあれば、オンラインでより多くの生徒に授業を届ける、そういう場面も同時並行的に増えていくということが予想されます。従って、実施件数としてはまだまだ増える可能性はあるのかなというふうに思っております。

各弁護士会における様々な工夫が、法教育を広めるための大きな力になると感じておりますが、日弁連としてもその成功事例を共有して、また、各弁護士会の方に様々な提案をすることで全国の活動をサポートしていきたいと考えているところでございます。

私からの報告は以上です。よろしく申し上げます。

佐伯座長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。

長戸委員、お願いします。

長戸委員 産経新聞の長戸と申します。荒川先生、御報告ありがとうございます。資料を拝見して、ちょっと伺いたいと思いましたが、第二東京弁護士会の欄に「大学・海外の日本語学校」とありまして、これは海外の日本語学校だとういってどこで行われたのかなというのを思いましたのと、あと、大阪弁護士会の方で少年院、しかもこの一つの院で延べ9回行われているという点に非常に関心がありまして、法教育という、やはりどうしても一般の小中高を思い浮かべて、そこが主体になるかとは思いますが、やはり少年院でこういう法教育をやっていくというのは非常に重要ではないかなと、しかも延べ9回ということは、それだけやはり、何というのでしょうか、要望があったということではないかと思っておりますので、もしこの大阪弁護士会の取組について更に詳しい情報がありましたら、またの機会でも構わないのですが、よく知りたいなと思ひまして、質問させていただいた次第です。

佐伯座長 荒川委員、いかがでしょうか。

荒川委員 御質問どうもありがとうございます。誠に申し訳ないのですが、今回データを集計させていただいたものをお出しさせていただいている関係で、個別の内容について、私の方でつまびらかに把握しているわけではございません。ただ、私自身も、今御指摘いただいた点は非常に興味がある部分でございますので、各弁護士会所属の委員に問い合わせたうえで、もし、機会を頂けるようであれば、次回この協議会の中で御紹介させていただければというふうに思っております。

佐伯座長 長戸委員、よろしいでしょうか。

長戸委員 よろしくをお願いいたします。

佐伯座長 では、また次回以降、よろしくをお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは次に、日ASEAN特別法務大臣会合における法教育サイドイベントの実施について、事務局から報告をお願いいたします。

歸山部付 日ASEAN特別法務大臣会合における法教育サイドイベントの実施について、部付の歸山から報告いたします。

法務省は、日ASEAN友好協力50周年の節目の年に当たる本年7月に、ASEAN各国の法務・司法大臣を日本にお招きし、日ASEAN特別法務大臣会合を開催する予定です。また、日ASEAN特別法務大臣会合の開催と併せて、G7の司法大臣会合を開催する予定です。

これらの会合では、いずれも、「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった普遍的価値の重要性を共有することとなると考えられます。その上で、予定されているサイドイベント及び展示企画において、これらの普遍的価値を国民に浸透させるための取組として、法教育に関する取組を紹介したいと考えています。

詳細については現在検討中ですが、日本における法教育の取組に関する基調講演及び具体的な取組を発表した後、ASEAN関係者等の海外のパネリストを交えてパネルディスカッションを実施することを考えております。

日ASEAN特別法務大臣会合等は、7月6日木曜日、7月7日金曜日に、東京都港区のホテルニューオータニで開催することが予定されています。

法教育に関するものを含む各サイドイベント及び展示企画は、いずれも同じ会場内で、サイドイベントは7月7日金曜日の午後1時30分から3時までの90分で実施し、展示は7月6日木曜日及び7日金曜日の二日間を通じて実施する予定です。

委員の方を含む一般の方々の参加の可否は、担当部局において検討中ですので、詳細が決まり次第、委員の皆様に御案内させていただきます。

事務局からの報告は以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に地方における教育関係者と法曹との連携について、報告をお願いいたします。

歸山部付 地方における教育関係者と法曹との連携について、引き続き部付の歸山から報告いたします。資料4を御覧ください。

昨年7月の当協議会において、猪瀬委員が所長を務められている茨城県教育研修センターと茨城県の弁護士会、検察庁、裁判所との間で、法教育に関する連携協議の場を設置する試みを進めている旨の報告をさせていただきました。

その後、7月26日に四者の顔合わせを行い、令和4年度中に行われる三つの教員向け研修について、弁護士会、検察庁及び裁判所がそれぞれ一つずつを受け持つこととなり、8月から11月にかけて講義を実施いたしました。

各研修の詳細については、資料4の1に記載のとおりです。

また、令和5年度に実施する教員研修についても、本年度と同様に法曹三者が講義を受け持つことや、以後、毎年、研修センターから法曹三者に講師派遣を依頼して、継続的に

取り組んでいくことが合意されております。

また、資料4の2にあるとおり、令和5年度以降は担当者の異動等も考慮し、年度当初に定例会を開催することや、前年度に法曹三者が担当した研修の内容について研修センターより紹介を行い、グッドプラクティスや改善点等について情報交換を行うことなどについても合意されております。

今後、茨城県における取組の経験も生かしつつ、地域ごとの実情に応じた連携の在り方という視点を踏まえ、他県にも同様の試みを展開していくことを検討したいと考えております。

事務局からの報告は以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

猪瀬委員におかれましては茨城県教育研修センター所長というお立場ですので、先ほどの事務局からの報告についてコメントを頂けますでしょうか。よろしく願いいたします。

猪瀬委員 猪瀬でございます。今御報告いただきましたように、茨城県で法教育を広める取組の一つとして、教育研修センター、本来は教育委員会全体ということも考えられるところでもありますけれども、教員の研修の中に法教育のプロセス、小学校、中学校、そして高等学校の先生方にお示しすることで、取組を始めたところでございます。

まず一つ目が、教員研修に対する法曹三者との連携ということができました。

そして、二つ目が定例会という形で、これは研修にとどまらず、子供たちあるいは学校への法教育を広める、そういった体制として考えているものでございますが、現状は顔合わせや、あるいは情報交換や、そういったことをしながら、徐々に展開を広めていきたいと考えているところです。

そうしまして、三つ目でございますように、この法教育情報の提示、これも本来は各機関・団体から教育委員会等を通して各学校へ周知されている通常のルートがある中で、教育研修センターもそのルートの一つに入ってきて、例えば、社会科の先生の研修の中でこういう情報を提供するとか、そういうような複線化をしながら、先生方の手元に法教育情報を届けたいと考えているところです。

そういう中で、やはり課題も、それから成果もあると思いますが、一つ目は、やはりこういった仕組みが整いますと、研修の中身につきまして指導主事と法律専門家が直接交渉し、内容の擦り合わせができるとか、あるいは先生方の御要望を踏まえて研修内容を提案できるとか、そういった仕組みがあるということを活用しまして、中身のよりの確な研修ができるかと考えています。

それから、課題といたしましては、学校の先生方が研修を受けましたと、その後に、ではそれを御自身の学校でどのようにするのかという具体的な実践の場において、やはり直接相談をしたり、あるいはどなたかにお願いしたりするような、そういった場面において、センターだけではなかなか対応できない、しかしながら、指導主事がハブとなってそういった先生方を法曹三者につなぐということもできなくはないかなと考えているところでございます。今後は教育委員会を含めて、広がりのあるような組織になっていけばいいかなと考えているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

佐伯座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局、そして猪瀬委員からの御説明につきまして、何か御質問等がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

江口委員お願いいたします。

江口委員 せっかく茨城県で進めたこういう取組なんですけれども、これからは学校の教員が若返る時期となるので、機会を捉えたらと思います。本当に法教育を推進するために、法務省が中心となって幾つかの普及推進のモデル等を作った方が良いと思います。茨城県のようなタイプの推進モデルだけではなく、時には私立学校を巻き込んだものだってあり得るのではと思います。そのためにどんな情報が必要なのか、手を広げて努力してやってみたらどうでしょうか。もう教員の世代交代が始まっている今こそ、新たな方策等を考えて欲しいところです。

佐伯座長 ありがとうございます。

ベストプラクティスの共有というお話がありましたけれども、正にこの茨城の取組自体がベストプラクティスとして全国に広がっていけばいいなという印象を持ちました。どうぞよろしくをお願いいたします。

他にないようでしたら、二つ目の議題に移りたいと思います。

次の議題は、学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会の活動状況についてです。まず、事務局からこれまでの部会の活動状況及び今後の作業について報告してもらい、その上で今後の取組の方向性等について御協議をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

二宮部付 部付の二宮でございます。学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会の活動状況について御報告いたします。

前回の協議会において、委員の皆様から頂戴した御意見を踏まえまして、部会において模擬裁判の教材の作成を進めてまいりました。

部会で検討した結果、提供する教材は、小学校、中学校、高等学校のいずれにつきましても、動画教材、ワークシート、教員用説明資料、裁判シナリオ、この4点とすることとしております。

教材の題材となる事案は、前回の協議会で御報告いたしましたとおり、小学校は器物損壊の事案、中学校及び高等学校は強盗致傷の事案でございまして、いずれの事案も、被告人が犯人かどうか、というのが争点となっております。

動画教材につきましては、この会議に先立ちまして、委員の皆様にお送りさせていただいたところでございますが、改めて動画教材の概要や趣旨について御説明いたします。

動画教材は、いずれも刑事手続の流れ、刑事裁判のルール、冒頭手続から弁論手続までの裁判の審理という流れになっておりまして、児童・生徒が動画を視聴してそれぞれ題材とする事案を把握し、有罪か無罪かについて話し合うといった授業を行うことを想定して作成しております。また、小学校については分かりやすさなどの観点から、裁判の審理部分も含めましてアニメーションを中心としております。中学校及び高等学校につきましては、より実際の裁判を体験してもらおうといった観点から、裁判の審理部分につきましては実写の動画を中心としております。

動画教材の作成に当たりましては、1月下旬頃に委員の皆様にお送りいたしました試作品を実際に使用しまして、部会の木村委員、柴田委員、石本委員において、小学6年生の



クラス、中学3年生のクラス、高校1年生のクラスで、それぞれ1コマないし3コマの授業を実施していただきました。その結果、いずれの授業におきましても、児童・生徒たちは事案を十分に把握した上で、有罪と無罪の意見に分かれ、その理由について事実関係を踏まえて意見を述べることができておりましたので、試作品の動画教材の内容につきましては特段問題ないものと考えられました。

ここで、授業での児童・生徒の感想を幾つか紹介させていただきます。

まず、小学6年生の児童からは、例えば、「有罪か無罪かを決めるのは、被告人の人生に大きな影響を与えるので、難しいと思った。」、「検察官や弁護士が詳しく調べ、裁判官が判断してくれているおかげで、私たちが安心して暮らせることが分かった。」との感想がありました。

また、中学3年生の生徒からは、例えば、「検察官や弁護士がどのような役割を果たしているのかもっと知りたいと思いました。」、「事実や証拠から様々な考え方をすることに面白さを感じました。」との感想がありました。

さらに、高校1年生の生徒からは、例えば、「裁判員に選ばれた場合、被告人の人生を左右する大切な判断をしなければならないので、この授業で裁判の流れなどを学べてよかった。」、「無罪にする理由付けも、有罪であるとする理由付けも、思ったより考えるのが難しく、面白かった。」との感想がありました。

このような感想をみましても、動画教材は事実から多角的に考えることや裁判に関心を持つという目的に資する内容になっているものと考えられます。

そのため、部会において、動画の内容を大きく変更する必要はなく、主に形式的な修正を行うこととして作成したものが、先日お送りした動画でございます。これに専門家メッセージの動画を追加して、完成となる予定です。

専門家メッセージは裁判官、検察官、弁護士からのメッセージを収録しており、動画の編集作業をしているところでございます。

なお、高校生用の動画の内容につきましては、委員の皆様から頂戴した御意見も踏まえて部会で検討いたしまして、ナレーションの内容等を一部修正しております。御意見を頂戴した委員の皆様、ありがとうございました。

この動画教材につきましては、教員によっては、例えば、話合いに多くの時間を割くため、動画のうち裁判の審理部分のみを使用して授業を実施することなども想定されますので、そのようなニーズにも応えられるよう、提供方法を工夫することを検討しております。

そのほかの教材につきましては、まず、教員用説明資料は、教員の皆様に教材を使った授業を行っていただきやすいよう、学習指導要領上の位置付けを明確にした上で、動画教材を活用した授業例、動画教材の内容の説明、話合いのポイントという構成で作成しており、授業例として略案も添付しております。なお、高等学校につきましては、有罪か無罪かを生徒が話し合うといった授業に加えまして、論告や弁論を検討する授業例も示しております。

ワークシートは、実際に行った授業で使用しましたワークシートを踏まえて作成したものでございます。

裁判シナリオは、動画教材の基になりました事案のシナリオであり、授業において児童・生徒が裁判劇を行うといったこともあり得ることから、提供することとしております。

これらの教材につきましては、部会において、完成した動画教材を踏まえた微修正を行う可能性があるものがございますが、おおむね、あらかじめ委員の皆様にお配りした内容とすることとしております。

今後は、部会において、専門家メッセージの動画を追加するとともに、完成した動画教材を踏まえた教員用説明資料等の微修正を行いまして、教材一式を完成させる予定であり、今月中の完成を目指したいと考えております。

教材の完成後は、各学校で使っていただくため、教材の周知・広報を行っていく必要がございますので、部会の委員の皆様には、引き続き、効果的な教材の周知・広報の方法等についての検討にお力添えを頂きたいと考えております。

報告は以上でございます。

佐伯座長 どうもありがとうございました。

事務局からのただいまの報告等につきまして、御質問や御意見のある方は挙手をお願いいたします。

館委員、お願いいたします。

館委員 館です。小学校、中学校、高校の動画教材を見させてもらいまして、ちょっと感じたところの範囲なんですけれども、感想を述べさせてもらいます。中学生、高校生というのは、基本的にはこの模擬裁判的なものも授業で十分可能になると思っていますし、小学校でも、先ほど説明にあったような裁判劇的なものが可能だろうと思うんですけれども、小学校の動画で特に感じたのが、最初に刑事手続の流れのような形で始まるんですね。えっ、刑事手続ってそもそも何なの？と、小学生というのはその段階から、私は中学校でさえも危ないなどは思っているんですが、難しいだろうなと思いました。刑事手続とは何か、と最初に出されたときに、生徒たちにとってみると、それは一体何なんだという、その感覚が非常に強いんじゃないかという感想を持ったということです。

それからもう一つは、これはすごく難しい課題だと思っはいるんですが、何かこう、模擬裁判の内容で考えていったときに、小中高というのは程度の差はよく考えられているんですけれども、もう少し内容的な教材の違いなんかもあったらいいなという思いもするんですね。

例えば、先ほども言った刑事事件って何なのかとか、そもそも警察官だけじゃ駄目なのか、我々というか一般の方にとってみると、まず警察官というのがいて、治安を維持していくわけですから、そういったものだけで刑事事件って片付くことができないのか、何で裁判が必要なんだろうみたいな、素朴な問い掛けに基づくような教材があるといいなと思います。今回の教材に対する注文ということでは決してないんですけれども、今後考えていったときに、小学生ではちょっと中高とは違う視点から刑事裁判というものを取り上げるような内容にしていくとかいうことがあってもいいのかなと思いました。つまり、結局このままずっとやっていくと、小学校でも刑事裁判のビデオを見て、中学校でも高校でも似たようなものを見るというようなことになり、もちろん教材を変えればいいんでしょうけれども、結局、法務省として小中高で作った内容が基本的に似たようなものになってしまうというのも何かもったいない気がするんですね。もちろん共通性はあるのは当然なんですけれども、そこにちょっとした視点の違いに基づく、小学校はこの辺の基礎的なところをきちんと扱おうよとか、何かそういうものもあってもいいかなというふうにならな

と感じたもので、感想を述べさせてもらいました。

佐伯座長 どうも貴重な御意見ありがとうございます。何か事務局からありますか。

二宮部付 部付の二宮でございます。貴重な御意見をありがとうございます。今回の内容につきましては、模擬裁判の教材ということで作成させていただきましたけれども、今後そういった司法の分野に関する教材作成の際には、頂戴した御意見も参考にさせていただきたいと考えております。また、「刑事事件というのはそもそも何か」というところは先生が授業を実施する際にちょっと口頭で補足するというようなことも考えられるところであろうかと思ひまして、今後、周知・広報を進めていく中で、例えば授業例を示す等といったことも考えられるところがございますので、そういったところも含めて今後、検討させていただければと考えております。

佐伯座長 確かに教員用の資料の中で、今、館委員がおっしゃった、何で警察官だけでは駄目なのか、というのはいい質問だな、と伺っていて思ったんですけども、そういうことを聞いてみるというのも非常に効果的だと思います。また、今回は刑事手続の流れを最初に示すということで、小学校用、中学校用、高校用と三つあるわけですけども、考えてみれば委員御指摘のとおり、小学校で聞いて、次に中学校に進学したらまた中学校バージョンを聞いて、さらに高校に進学したら高校バージョン、計3回見ましたというのも、私自身は御意見を伺うまで意識していなかったんですけども、確かにそういう問題もあるなと思ひました。今後の課題として、御意見を生かしていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

長戸委員、お願いいたします。

長戸委員 私も館委員と同じ意見というか、今日このことを申し上げようか、どうしようかと思ひたのですが、動画を拝見して、ハウリス君のようなかわいいキャラクターが出てきて、親しみやすい内容で、何となく見やすいといひますか、その世界に入っていけるような作りになっているな、とは思ひましたが、小学生でいきなり「刑事手続の流れ」とばつと見たときに、これは小学生では難しいだろうなというのは思ひました。導入部分というのは大切ですので、そのタイトルのところは、もうちょっと易しい言い方、新聞記事なんかを書いておられても、大体中学生が読んでも分かるというようなことを基準にいつも考えて書いているんですが、中学生だったら刑事手続でオーケーかもしれないんですが、小学生だとちょっとそのタイトルは難しいかなと思ひましたのと、何で裁判が必要なのかと、どうして社会は裁判というものを必要としているのかと、法治国家というもの、法治国家という言葉は使わないにしても、本当に館委員が御指摘されたような根源的な部分から解説するものがあったらいいなということをお思ひました。

以上でございます。

佐伯座長 ありがとうございます。今回、小学校6年生に見てもらったということで、先ほど、感想の御紹介があったんですけども、何か付け加えて、いかがでしょうか。例えば、どのぐらい理解できていたかというようなことなど。

二宮部付 部付の二宮でございます。実際の試作品ということで授業を行ったところ、冒頭のところで、ある程度、やはり口頭で先生の方で説明をされていた、あるいはその前の授業で司法、刑事手続といったところは既に学習していたというところもあろうかと思ひますので、おっしゃるとおり、そういったところの説明というのは授業の中で必要になって

くるんだらうと考えております。その上で、今回の教材を使っただけということになろうかなど、実際のお試し授業を見ていて感じたところがございます。

佐伯座長 よろしいでしょうか。

比嘉委員、手を挙げていらっしゃいますでしょうか。よろしく申し上げます。

比嘉委員 小学校6年生に動画にあるような内容が分かるかと聞いたところ、かなり難しく分からなかった場面がありました。映像はすごくわかりやすくなっていたので、けんかしたらどうなるのかというようなところから入っていただけたらと思いました。

それから高校生に関しては、実際にあったものを具体的に少し取り入れた動画を作成するとよいと思いました。

佐伯座長 貴重な御意見をありがとうございます。これだけ見せるだけではなかなか理解が大変だというのがよく分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。

お試し授業を行った小学校6年生からは、非常にいい感想を頂いていますけれども、ビデオを見て嫌いになる子が出てこないように、その辺はしっかりと指導の教材の説明資料でフォローしていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、事務局におかれましては、本日委員の皆様から大変貴重な御意見を頂きましたので、頂いた御意見等を踏まえて、部会の高橋座長の下、引き続き適切に取組を進めていただくようお願いいたします。

なお、前回同様、頂いた御意見を含む教材の内容につきましては、部会の座長に一任するというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは、三つ目の議題に移ります。次の議題は、コンテンツ作成・見直しを含む法教育推進のための施策についてです。事務局から説明をお願いいたします。

歸山部付 コンテンツ作成・見直しを含む法教育推進のための施策について、部付の歸山から説明いたします。資料5を御覧ください。

お手元の資料のとおり、当協議会は平成17年以降、小学校、中学校、高等学校の各課程に応じた教材を作成してまいりました。また、平成25年度以降においては、従前の教材の内容を踏まえつつ、新学習指導要領の内容も考慮の上、各種冊子教材や視聴覚教材を作成してきたところです。

しかしながら、現状、高等学校用の冊子教材について、これに対応する視聴覚教材が作成されていない状況であり、ギガスクール構想に基づいて学校現場におけるICT化が進む中で、学校現場の要望に、より応える形式、より使用しやすい形式で教材を提供するという観点から、高等学校用教材のデジタルコンテンツ化等を進めることが必要ではないかと考えております。

他方で、高等学校用教材のデジタルコンテンツ化を進めるに当たっては、これまで作成した他の教材と同様に、高等学校の教員、教育学者、法学者等の学識経験者、法律実務家等において十分に検討していただいた上で、その意見を踏まえて実施する必要があると考えております。

そこで、これまで同様、来年度に当協議会において作成すべき教材の内容等について御

検討いただくための部会を設置することを御提案させていただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

佐伯座長 ただいま事務局からありました提案につきまして、意見交換を行いたいと思います。御意見や御質問のある方は挙手をお願いいたします。

猪瀬委員、お願いいたします。

猪瀬委員 猪瀬でございます。ぜひこの高校向けの動画教材の作成について、進めていただきたいと考えております。やはりセンターの研修の中でも、紙媒体よりも動画を見せて、先生方が御自身のやり方や進め方の中で、動画を止めたり、あるいは場合によっては事前に見てもらったりするなど、いろいろな工夫というんですかね、活用もされているようにしたので、是非こういった教材が充実することは有り難いかなと思っております。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

新たな部会を設ける際に、例えばこういう点に注意してもらいたいとか、先ほど御指摘もありましたように、高校生は高校生の特性に応じた内容があると思いますけれども、いかがでしょうか。

太田委員、お願いいたします。

太田委員 小中学生も含めて、一般の人々にとって刑事裁判というと、悪いことをした人にどういふ処罰を与えるかを定める手続だと、つまり、処罰を与えるための手続だと思っている場合が多いだろうと思います。ですので、そういう誤解がないためには、無罪事例、つまり、多くの模擬評議の結果が無罪となるようなシナリオを作るとかの方向性がある良さそうです。あと、起訴便宜ですね、事件は相当絞り込んで起訴しているわけです。ところが、もういきなり裁判が始まっているというのが模擬裁判なので、起訴便宜主義が分からないままとなって誤解をしそうです。実際は起訴の前が重要だということも分かるような教材作成も考慮に値すると思います。これは、ちょっと無理なのかもしれませんが、必要かなという気がしました。

あと、動画についてなのですが、これはゲーム風に、いろいろな場合にある選択をしたらどうなるかという分岐を入れることができるようにするのはどうでしょうか。実は凶器が見当たらなかつたらどうなるかとか、別の凶器が出てきたらどうなるかとか、適用法令や罪名が変わっていたらどうなるかとかを組み込んだゲーム風に構築すると自分で選択しつつ進めるので、生徒さんには興味が一層持てる気がします。大変な作業になると思いますが、そういうものと、一人遊びできるでしょうし、それがやはり一番普及にとっては重要かなと思いました。その点、コンテンツ・クリエイターなどとの共同作業というようなことも、お金次第でしょうけれども、考えてもいいのかなと考えた次第です。

あと、新聞などで報道されているコンテポラリーな話題がありますね。日野町事件とか袴田事件とかです。やはり高校生になると社会意識がちょうど盛り上がってくる時期で、コンテポラリーな話題の事案について関心も非常に高いでしょうから、何らかの形で事例に含まれていると、興味を持ってもらえるのでは、と考えた次第です。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。刑事分野に関して言えば教材の多様化と、それからゲームのような、ロールプレイングのような感じですかね。なかなかハードルが高いのかもし

れませんけれども、今後に向けた方向性として、大変興味深く伺いました。刑事分野以外ではいかがですか、太田先生の正に御専門ですが。

太田委員 民事事件ですと、調停とかADRとか労働審判とか商事仲裁とか、たくさん種類がありますし、弁護士の先生方は多くの単位会で仲裁センターとか紛争解決センターをやっているから、いろいろと題材をお持ちではないかと思います。あと、さっきのコンテポラリーなニュースでカバーされているような事例で刑事事件以外となると、公害事件であるとか、タレントの名誉毀損事件や離婚事件とか、そういうものも何らかの形で教材にできる材料かなと思います。やはり、現実味があって話題性があった方が、どうしても高校生は、中学生もそうでしょうけれども、興味が湧くかなと思います。

佐伯座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。部会の立ち上げ自体に関する御意見、それから、立ち上げるとして、どういうことを考えて議論していただきたいというような、御要望がございましたらお願いいたします。

磯山委員、お願いいたします。

磯山委員 よろしく申し上げます。こうなったらよいと思うことについてお話しいたします。一つ目は、皆様も御存知のとおり、科目「公共」について次年度から一年次、二年次の高校生が学習することになります。そのときに活用される動画ができることが何よりも大事だと思っています。

そのためには、二つ目として、既存の高校生用法教育教材は非常に高く評価されていると思っています。一方で、課題としては、やはり科目「公共」にぴったり合うように作成されているわけではないので、しっかり学習指導要領の科目「公共」に合うような教材として、どのような位置付けになっているのかがはっきりするような動画が必要だと思っています。

その際、何度かお話しさせていただいておりますが、新しい教育課程の中では、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒が問いを持って学習を進めていくことが大切にされているので、そのような際に先生方が単元などの見通しを持って指導できることを意識して、動画や教材がうまくリンクするように作成していくことが必要かと思っています。

それから、併せまして、科目「公共」について高等学校の先生方の理解は進んできている状況になってきていて、さあこれからというのが次年度になっています。一方で、課題としては、科目「公共」は、やはり生徒が主体的に社会に参画していくということを大切にして成立している科目なので、そのような中で、高等学校の場合は、現実社会をどのように生徒が見たらよいのかということが大切になっていきますが、今のところ、そこは少し課題となって残されている状況でもあります。それに対して役立てられるような教材ができていくことが大切だと思っています。

以上になります。

佐伯座長 大変貴重な御意見ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

もちろん部会が立ち上がったとしても、その後、委員の皆様からいろいろな御意見を頂戴して進めていくことになるかと思いますが、今の段階で、何かほかにいかがでし

ようか。

荒川委員、お願いいたします。

荒川委員 荒川です。うまく意見をまとめられるかどうか自信はないんですけども、私が思ったところをお話しさせていただきます。今回、刑事だけではなく民事も含めて動画教材の作成を検討するというお話だろうと理解しており、その観点から発言させていただきます。民事関係の法教育の授業という、もちろん弁護士会の方でも、いわゆるルール作りであるとか、いろいろな物事を解決するという授業など、いろいろやらせていただいているんですけども、それを動画化するというのを考えた場合に、どのようなものになるのかというイメージが、私の中でつかみにくい部分がございます。小学校であれば、例えば二つの解決策を動画で示して、そのうちどちらがいいか、いろいろな視点から考えてみようという授業は想定できそうですし、中学校であれば、社会の中の単純な問題について、割と絞った形で考えてみようというような動画教材は何となくイメージできます。ただ、高校生の教材で同じようなテーマで同様のものを作ろうとすると、おそらく、多くの資料を生徒が確認した上で、それを取捨選択して意見をつくり、また、その言い分に対してどう評価を下すのか、どう反論するのかという点についても、様々な考え方やパターンが出てくるということになってくるのではないかと思います。このように、様々な資料や考え方が出てくる中で、動画を視聴するという授業をどう成立させるのだろうか、どういうふう動画としてまとめていくのだろうかという点が、今の段階ではイメージが湧いてきていません。

ただ、委員の皆さんの意見もお聞きしつつ、ちょっと私なりにいろいろ考えていたのは、例えば、世の中の現実の問題について、ある問題に対して、様々な立場の人の話をインタビュー形式でしゃべってもらって、それを動画の中で紹介することによって、世の中にはこういういろいろな問題があって、一つの問題にしても、いろいろな考え方を持っている人がいるんだよということを紹介するという、議論の前提部分の理解に資するような動画をつくと、生徒にとっても食いつきが良い、相当いいものができるんじゃないかなというふうには思いました。

すみません。やはり、あまり意見としてまとまっていない中で発言してしまって申し訳なかったですが、せっかく動画を作るのであれば、ちゃんと生徒に受け入れられるものになるとすごくいいなというふうに思った次第です。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、御意見が尽きたということで、ただいま事務局から提案のありました、コンテンツの作成・見直しに関する新たな部会を立ち上げて検討していただくということについて、そのような方針で進めていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

なお、部会の人選につきましては座長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

今後の部会の立ち上げや活動状況等については、次回会議において報告することとした

したいと思います。

本日予定していた議題は以上ですけれども、委員の皆様からこの際、何か御意見等ございますでしょうか。

猪瀬委員、お願いいたします。

猪瀬委員 猪瀬でございます。学校の先生方に法教育教材を使っていたかどうかということがものすごく大事だと思っていて、実際に先生方にこういった教材があることをお話ししても、知らないという先生も結構いらっしゃるのが実態でして、遑って、例えば平成21年とか17年とか、そういったものについては現在、紙媒体で配ることはしていないんだろうとは思いますが、例えばホームページに載っていて、いつでも見られますよと、その案内とかも継続してやってほしいなというふうに思っています。もし手に入るものがあれば、今でも大丈夫ですよというようなことが明示されていて、多分学校に1冊ぐらいは届くという数量かと思うんですが、どうしても異動とかいろいろな形で紛れてしまうこともあると思いますので、そういった追加で使えますよというような案内も是非継続してお願いしたいと思います。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにないようでしたら、事務局からお願いいたします。

中野参事官 佐伯座長、江口委員、館委員、橋本委員におかれましては、本年5月の任期の満了をもちまして本協議会の委員を御退任される御意向である由、伺っております。

江口委員、館委員におかれましては、法教育研究会及びその後継の本協議会におきまして、長きにわたり委員をお務めいただき、法教育推進のための体制の礎を築いていただきました。

橋本委員におかれましても、模擬裁判教材作成のための部会委員を務めていただくなど、長年にわたり協議会に多大なる御貢献を頂きました。

また、佐伯座長におかれましては、平成30年に委員に御就任され、令和元年9月の第44回会議で座長に選任されて以来、委員、座長をお務めいただきました。

皆様方におかれましては、これまでの法教育の様々な取組におきまして、ひとかたならぬお力添えを賜りました。厚く御礼申し上げます。

よろしければ、一言ずつ御挨拶を賜ればと存じます。

まず、橋本委員から一言お願い申し上げます。

橋本委員 福井大学の橋本でございます。約10年にわたりましてこの協議会の委員として関わってまいりました。10年間、思い出はたくさんありますけれども、特に、先ほど磯山先生も御指摘されていましたが、高校用の教材作りというのは非常に私自身も勉強になったところでもあります。学校現場の先生方と協働しながら、実際の授業も実践をしたところでもあります。高校ですけれども、非常に多様な学校が多くございます。いろいろな学校で実践可能な授業だということを検証して、作り上げてきたところがあったかと思えます。学校現場の先生にとっても、普段の授業では思い付かない刺激的な教材になっているというふうに思います。

法曹の専門家と学校現場の協働的な授業づくりの意義ですけれども、特に法曹の専門家が持ち合わせている専門性ですけれども、そういう専門性を学校現場の先生の専門性と掛け合わせることで、特に学校現場の先生にとっては、新しい授業展開が可能になるという



ところがあったかと思えます。今後も学校現場にとって刺激的な教材を提供し続けていただければと思います。

私の方からは以上になります。ありがとうございました。

中野参事官 ありがとうございます。

続きまして、館委員、お願いいたします。

館委員 私は筑波大学の附属中学校というところに22年ほど在職していたんですけども、そこで当時、筑波大学にいらした江口先生から法教育のお話というか、法教育の実践を江口先生が中心になってされ始めていた頃、ちょうど附属中学校でも、江口先生だったり、鈴木先生などの弁護士の方々が実際に法教育の授業をやりはじめていました。それを目の当たりに見て、これは面白い授業が始まろうとしているんだなという感想を持ちました。その感動と一緒にですね、たしか鈴木先生もあ那时候、正義とは何かみたいな授業をしたのではなかったかなと思っています。そのあたりから、私は社会科を教えて、特に公民を中心に教えていたんですけども、先ほどの模擬裁判教材の話と何か共通しているんですが、そもそも正義とは何かというような問い掛けだったり、それを考えさせる意義というのをすごく強く感じることができました。

そういう意味で、江口先生には法教育の先駆者として、本当に多くの、いろいろな刺激を頂いたなと思っています。この法務省でも、そういった実際の法教育の取組を紹介してくれと言われたときに、今思い出しますと、ちょうど教育実習生が私の担当、5名いるんですね、筑波大学の教育実習生は当時多くて、全部で社会科だけで20名来ていて、4人の教員が5人ずつ分担して教えていたんですけども、そのときに思い切って、ルール作りみたいところで、教材を作ってみようよ、君たち5人で、と投げ掛けたら、非常に盛り上がったことを思い出します。みんなでルールを作っていく中で、自由で公正な社会というところちょっと大きさに聞こえますけれども、でも、そういう社会を作るために教材を作るんだと、そのためのルール作りなんだという原則に立ちながら、ルール作りを本当に、ああでもない、こうではないというようなことを話し合っていた教育実習生の活動を報告することができたんですね。だから、それ以来、教育実習生が何人かいたときに、こういうものを実際に取り組みさせることの意味というものを強く感じるようになりました。ですから、この法務省での場で様々なものを勉強させてもらったなということを感じています。

それからもう一つ、ちょっとこれは補足なんですけれども、今この法教育に関するアンケートを取ろうというようなことで、実際に動き出しているようなんですけども、高校においてですね。やはりいつも思っているのが、法教育って何なのというのが現場の先生方の基本的な感覚として持っている疑問なんですよね。法教育をやっているかと言われたときに、法教育、えっ、でも、やっているような、やっていないような、つまり、中学校でしたら憲法もありますし、司法もあるわけですから、法教育といったときに、自由で公正な社会作りのための基本的な法の考え方とか見方とか、そういうものが大事だという、その原論的なものだけじゃなくて、もっと具体的な学習内容が提示されても良いのではないかなと思っています。中学校だったら、高校だったら、こういった学習内容が法教育の内容として実際に行われ得るものなんだよ、というのが、具体的な教材に落とし込んだというか、学習内容に落とし込んだ形で説明がなされていると、法教育というものが、もう少しみんなが普通に取り組みする対象なんだなということを感じてもらえるんじゃないかなと感じていま

す。

ちょっと取り留めのない話で申し訳なかったんですけども、本当に長い間、いろいろ勉強させてもらいましたし、少しでも貢献できたならうれしいと思っています。今後ともよろしくお願いいたします。

中野参事官 どうもありがとうございました。

続いて、江口委員、お願いします。

江口委員 法教育研究会のはじめから、長いこといろいろな面でお世話になりました。

それから今、館先生も言われたんですけども、個人的には法曹関係や社会科教育関連の多くの方々を巻き込んで法教育の推進等に関わってきました。教育の中で法を中心にした教育のまとまりがあるのだということを伝えてきました。ただ、個人的にその伝え方がよかったかどうかというのは、これからの問題だと思っています。特に、今後も法曹三者をはじめとする法律専門家と、学校教育の教育専門家と、法を背景で支える一般の市民が、共に参画する形で動かないと、幅広く法教育は進まないだろうという気がします。

それからここには教え子の磯山委員とかがいらっしゃるんですけども、これまでとは同じやり方ではなくて、やはり時代を切り開くような新しい法教育をやってほしいという気がしております。

一応ある大学で2月まで授業を担当し、100人程度の学生の公民科教員指導に関係しましたが、多くの学生から見たら法は難しい対象です。例えば、授業で話題となった民法上の不法行為責任なんて、マスコミで取り上げているけど全く分からないという反応が多くの学生に見られました。個人的には、契約上の法的責任などを扱う必要を指導の中で示したはずですが、法の素人の私がいくら取り扱ってもだめであり、がっかりでした。私も法の素人なんだけれども、法を理解できない大学生が、そのまま卒業して日常の社会に行くということがある種非常に怖い感じがしました。法の感覚がある程度分かる肌感覚を持って社会で生活すること、その辺りを専門家の方々にはしっかりと伝えてほしいと思っています。しかも楽しく教える、あるいはしっかり教える、分かるように教えるという教材を作してほしいと思っています。そういう教材ができると多分、学校の先生方は喜んで、法教育の推進の手伝いをしてくれるだろうと思っています。是非、そのことをまず第一に考えてほしいと願います。

それから、学校教育の中で、多様な情報と情報の比較の指導が、AIの導入もあり、始まっているんですが、伝聞的な情報の比較で真実を決めようと急いでいて、かなり心配しています。先ほど模擬裁判のことが会議で話題となりましたが、扱われている情報の真理性は、法廷では証拠とか、実際の事実の検討や比較によることを大切にしていると個人的には考えます。こうした裁判等で大切にしていることを、もっとクローズアップして教えることこそが、法教育の役割のように感じています。例えば、情報A、B、C、D、Eを比較して、どれが正しいらしいと子どもたちは考え始めているんですが、もっと事実と突き合わず、あるいは事実や証拠をつなぎ合わせる必要があると法教育では伝えてほしいと思います。真実なんてない教育が生まれそうなときには、どうしたら真実があるのかを見つける教育が必要でもう一回法や良心に戻つつ、事実を探究する教材を作らなきゃいけないような気がしています。それは、ファクトとは何かというところを探究する教育だろうと思います。是非、法教育においてそのような指導を可能とする教材を作してほしいな

と思っております。

少しまだやり残したことがあるかもしれません。是非、この協議会でこんなこともやってほしいと思っておりますので、今後とも頑張ってください。これが最後の感謝の言葉です。

中野参事官 ありがとうございます。

最後に、佐伯座長からお願いいたします。

佐伯座長 まず、座長の最後の仕事として、江口先生、館先生、そして橋本先生に、長年の御貢献に対して心よりお礼を申し上げたいと思います。私自身も毎回、先生方の御意見を伺い、非常に勉強させていただきました。本当にありがとうございました。

次に、私ですが、私は最初にこの会議の委員を引き受けてくれないかというお話を当時の事務局の方から頂いたとき、とても私には務まらない、とてもそういう力はございませんとお断り申し上げたんですけれども、是非にと言っていただき、引き受けさせていただきました。その後は、先ほど申し上げましたように、先生方の御意見、御議論を伺って、法教育の重要性というものを心から感じることができました。本当に勉強になったと思っております。

ただ、私自身はやはり力不足で、ほとんど貢献できなかったのではないかと思います。そういう頼りない座長にもかかわらず、大過なくここまで来られたとすれば、それは委員の皆様と、事務局の皆様のお力添えのたまものと、心より感謝いたしております。

これからも法教育推進協議会が日本の法教育をリードして、法教育がますます発展していくことを祈っておりますし、私自身がもし力になれることがあれば、今後もお力になりたいと思っております。本当にどうもありがとうございました。

中野参事官 ありがとうございました。

佐伯座長 それでは、本日はこれで終了としたいと思います。どうもありがとうございました。

—了—